

③通所リハビリテーション(1日あたり)/介護予防通所リハビリテーション(1月あたり)

(介護予防) 通所リハビリテーション費								サービス提供体制強化加算	利用料 食費
要介護度/利用時間	1~2時間	2~3時間	3~4時間	4~5時間	5~6時間	6~7時間	7~8時間		
要支援1	2,053円/月							88円/月	550円/日
要支援2	3,999円/月							176円/月	
要介護1	366円/日	380円/日	483円/日	549円/日	618円/日	710円/日	757円/日		
要介護2	395円/日	436円/日	561円/日	637円/日	733円/日	844円/日	897円/日		
要介護3	426円/日	494円/日	638円/日	725円/日	846円/日	974円/日	1,039円/日		
要介護4	455円/日	551円/日	738円/日	838円/日	980円/日	1,129円/日	1,206円/日		
要介護5	487円/日	608円/日	836円/日	950円/日	1,112円/日	1,281円/日	1,369円/日	22円/日	

各種加算料金(利用時のみ加算・保険一部負担金)(◎…要介護のみ, ○…要支援のみ, ●…要介護・要支援共通, ×…今年度対象外)

加算項目	内 容	1日又は1回
◎ 理学療法士等体制強化加算	1~2時間の通所リハで常勤かつ専従の理学療法士等を2名以上配置した場合が対象	1日 30円
◎ リハビリテーション提供体制加算	リハビリテーション専門職の配置が、人員に関する基準よりも手厚い体制を構築し、リハビリテーションマネジメントに基づいた長時間のサービスを提供している場合が対象	3時間以上4時間未満 1日 12円 4時間以上5時間未満 1日 16円 5時間以上6時間未満 1日 20円 6時間以上7時間未満 1日 24円 7時間以上 1日 28円
◎ 入浴介助加算	入浴に際して介助を行った場合が対象	1日 40円
◎ リハビリテーションマネジメント加算(B)	当事業所の医師から通所リハビリの実施にあたり、利用者に対するリハビリの目的に加えて、留意事項、中止する際の基準、リハビリにおける利用者に対する負荷等の詳細な指示を受けた作業療法士によるリハビリ計画の作成・見直し、リハビリの実施、リハビリ会議、記録、情報提供等が行われている場合等	(イ) 6月以内 1月 830円 (イ) 6月超 1月 510円 (ロ) 6月以内 1月 863円 (ロ) 6月超 1月 543円
◎ 短期集中個別リハビリテーション実施加算	リハビリテーションマネジメント加算対象者に対してOT・PTが利用者の退院(所)日又は認定日から起算して3月の期間に個別リハビリテーションを集中的に行った場合が対象	1日 110円
◎ 認知症短期集中リハビリテーション実施加算	認知症の利用者に対して退院(所)後又は通所開始後3月以内に集中的なリハビリテーションを個別に行った場合が対象【(I) 週2日限度、(II) 月4回以上】	(I) 1日 240円 (II) 1月 1,920円
◎ 重度療養管理加算	要介護度が3以上で厚生労働大臣が定める状態である者に対して、医学的管理のもと、通所リハビリテーションを行った場合が対象(1~2時間除く)	1日 100円
◎ 送迎を行わない場合の減算	事業所が送迎を行わない場合に片道ごとに減算する	片道につき -47円
◎ 移行支援加算	社会参加に資する取り組みの実施割合が一定の条件を満たした場合、その翌年度に限り算定	1日 12円
● 若年性認知症利用者受入加算	若年性認知症の利用者を高齢者と区分してサービスを提供した場合が対象	要介護 1日 60円 要支援 1月 240円
● 栄養アセスメント加算	管理栄養士を1名以上配置し、利用者ごとに管理栄養士等多職種共同で栄養アセスメントを実施し、利用者又は家族に結果を説明、必要に応じて相談対応、また栄養状態等の情報を厚生労働省に提供し、必要な情報を活用して適切な栄養管理を実施した場合が対象	1月 50円
● 栄養改善加算(3月以内・月2回限度)	管理栄養士を1名以上配置し、利用開始時に利用者の栄養状態の把握、管理栄養士等が共同して利用者ごとの栄養ケア計画の作成、栄養改善サービスを実施し、栄養状態の定期的記録、栄養ケア計画の進捗状況の定期的評価、必要に応じて居宅訪問を実施した場合が対象	要介護 1回 200円 要支援 1月 200円
● 口腔・栄養スクリーニング加算(6月に1回限度)	利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態及び栄養状態について確認を行い、その情報を介護支援専門員に提供した場合が対象	1月 20円
● 科学的介護推進体制加算	利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状態等の心身の状況に係る基本的な情報を厚生労働省に提出し、通所リハビリテーションのサービス提供に活用した場合が対象	1月 40円
○ 運動器機能向上加算	機能訓練指導員を1名以上配置し、共同して個別の運動器機能向上計画を作成し、これに基づき個別に運動器機能向上サービスを行った場合が対象	1月 225円
○ 選択的サービス複数実施加算(運動器機能向上及び栄養改善)	運動器機能向上サービス、栄養改善サービス(以下「選択的サービス」)の2種類のサービスを実施し、選択的サービスを介護予防通所リハビリテーションの提供日に実施し、選択的サービスのうちいずれかを1月につき2回以上実施している場合が対象	1月 480円
× 事業所評価加算	選択的サービスを行う介護予防通所サービス事業所において利用者の要支援状態の維持、改善の割合が一定以上となった場合が対象	1月 120円
○ 利用開始から12月を超えて利用した場合の減算	利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えた期間に利用した場合が対象	要支援1 1回 -20円 要支援2 1回 -40円

※基本サービス費に各種加算を加えた所定単位数に47/1000を乗じた額が介護職員処遇改善加算として加算されます。

※基本サービス費に各種加算を加えた所定単位数に20/1000を乗じた額が介護職員等特定処遇改善加算として加算されます。

※基本サービス費に各種加算を加えた所定単位数に10/1000を乗じた額が介護職員等ベースアップ等支援加算として加算されます。

※(要介護のみ)感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合、基本サービス費に各種加算を加えた所定単位数に3/100を乗じた額が加算されます

④訪問リハビリテーション/介護予防訪問リハビリテーション(1回20分あたり)

(介護予防) 訪問リハビリテーション費	1回 307円	サービス提供体制強化加算	1回 6円
---------------------	---------	--------------	-------

各種加算料金(利用時のみ加算・保険一部負担金)(◎…要介護のみ, ○…要支援のみ, ●…要介護・要支援共通, ×…今年度対象外)

加算項目	内 容	1日又は1回
◎ リハビリテーションマネジメント加算(B)	当事業所の医師から訪問リハビリの実施にあたり、利用者に対するリハビリの目的に加えて、留意事項、中止する際の基準、リハビリにおける利用者に対する負荷等の詳細な指示を受けた作業療法士によるリハビリ計画の作成・見直し、リハビリの実施、リハビリ会議、記録、情報提供等が行われている場合等	(イ) 1月 450円 (ロ) 1月 483円
◎ 移行支援加算	社会参加に資する取り組みの実施割合が一定の条件を満たした場合、その翌年度に限り算定	1日 17円
○ 短期集中リハビリテーション実施加算	週2回以上集中的にリハビリテーションを行った場合に退院(所)日又は認定日から3月以内算定	1日 200円
○ 事業所評価加算	リハマネ加算を算定している介護予防訪問サービス事業所において利用者の要支援状態の維持、改善の割合が一定以上となった場合が対象	1月 120円
○ 利用開始から12月を超えて利用した場合の減算	利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えた期間に利用した場合が対象	1回 -5円